

2014/2/21(金)

広域景観計画未策定地域における景観維持の取組み -全国における広域景観計画と景観形成の傾向-

大分大学大学院 工学研究科 博士前期課程 建設工学専攻
建築・都市計画研究室
12E5008 松本 彩花



研究の背景

1998年 特定非営利活動促進法



2002年 都市計画法改正



2004年 景観法施行等



都市計画や景観まちづくりに、**住民が様々な形態で参画する**事例が各地で見られるようになった。

『**景観**』は、住民にとっても**参加の意義が明確な対象**でもあり多くの事例が見られる。

研究の背景

○住民と自治体が協力して取組む場として
「景観協議会」(景観法第八十一条第一項)

○住民主導の持続的な取り組みを支援するため
「景観整備機構」の指定(景観法第九十二条第一項)



研究の背景

○自治体の主な取組み

景観行政団体となり景観法に基づく**景観計画**を策定。

この取組みの多くは**市町村自治体**が行っており、**都道府県自治体**が有していない都道府県が多い。



都道府県自治体が景観計画を有していない場合、次のような課題が考えられる。

研究の背景

★景観行政団体ではない市町村自治体

- ①景観上の問題が懸念される開発行為でも届出が受けられず、事前協議さえもできない。
- ②景観上の問題が発生した場合でも、事前協議ができてても方針がなければ対応することも容易ではない。

研究の背景

★景観計画を策定している場合

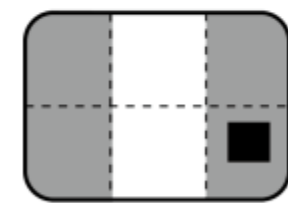
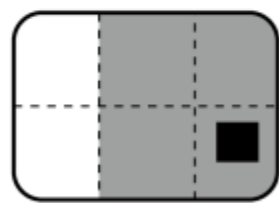
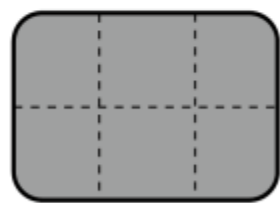
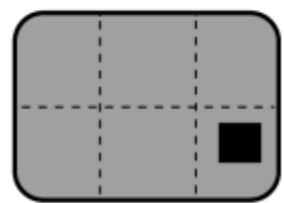
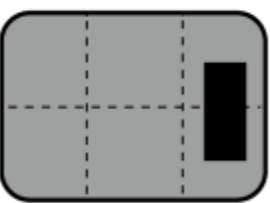
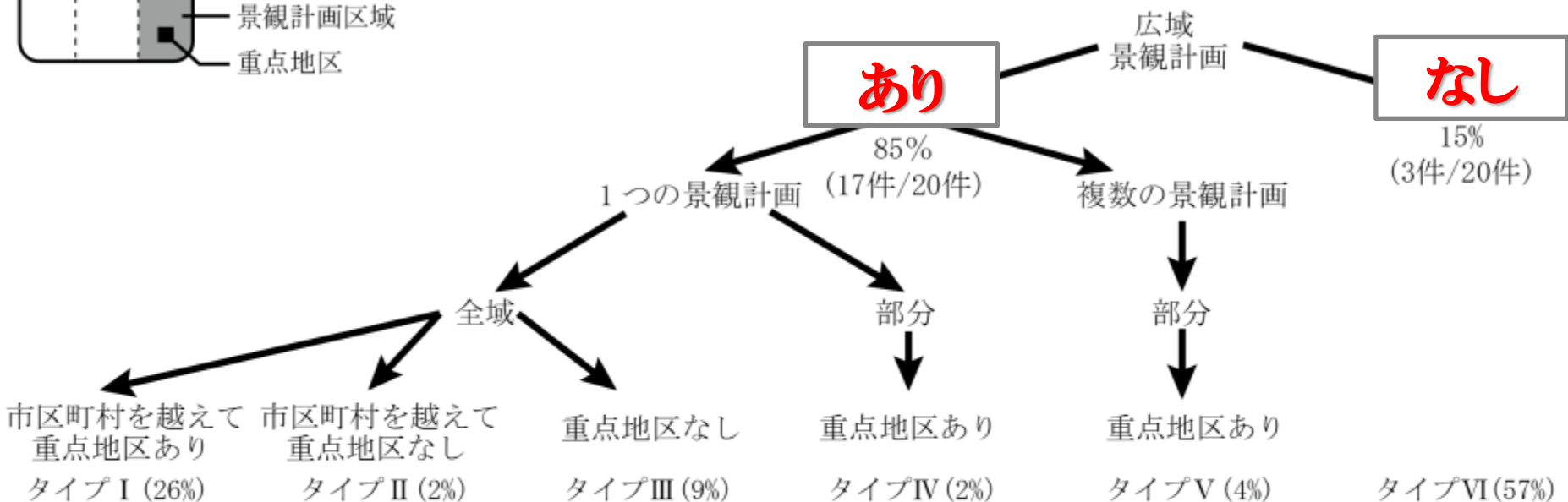
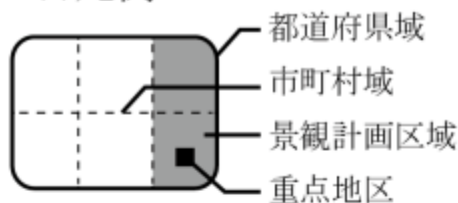
- ③その計画区域が「**部分**」の場合，区域外で問題が発生した際に**対策**や**対応**が**困難**。
- ④**市町村自治体**によって，届出対象行為の設定項目や指針の内容が大きく異なる場合，**都道府県**としての景観維持・保全の**方針**を**統一**しにくい。
- ⑤景観維持活動を景観まちづくり団体や住民が行う際，**景観の全体像**や**目指すべき方向性**が**明確でない**ため，**戦略的にその活動との協働**や**活用が難しい**。

1-2 研究の目的

- ① **都道府県自治体**が
「**景観の将来像を明確にすること**」
- ② 自治体だけでなく「**景観まちづくり団体の協力**」
や「**住民の理解を得ること**」も不可欠。

本研究では、**広域景観計画未策定地域の景観維持のあり方**や**景観まちづくり団体の有無等**について整理し、**景観まちづくり**に取り組む団体の全国的な傾向を把握する。

広域景観計画の策定区域と重点地区の関係性の類型(タイプⅠ～Ⅵ)



北海道, 岩手
福島, 埼玉
東京, 長野
石川, 滋賀
奈良, 和歌山
鳥取, 熊本

岡山

青森, 山形
三重, 長崎

大阪

京都 (天, 学) 宮城, 秋田, 茨城, 栃木
福岡 (京築, 群馬, 千葉, 神奈川
筑後川, 矢部川) 山梨, 新潟, 富山, 岐阜
静岡, 愛知, 福井, 兵庫
島根, 広島, 山口, 徳島
香川, 愛媛, 高知, 佐賀
大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

-3つの着眼点-

ゾーンの捉え方⇔ルールの内容

●景観維持の方法

→規制の種類によって異なる

①抑制（開発規制）

②コントロール

（例）自然公園法
文化財保護法
（都市計画法）
空家条例等

I. ゾーンの捉え方

- ①景観に関連する法令の整理。
- ②「規制やルール」の適用区域の把握。

ゾーンの捉え方⇔体制

●行政と景観まちづくり団体が連携して区域設定を検討

→適切な団体が機構に指定されているのか活動目的の確認。

●都道府県と市町村の連携

II. ルールの内容

対象：広域景観計画未策定地域

①景観に関する条例やガイドラインの有無の把握。

②ある場合
規制やコントロールについて
謳われている内容を把握し、
傾向の整理。

III. 体制

①景観まちづくり団体の有無を把握。

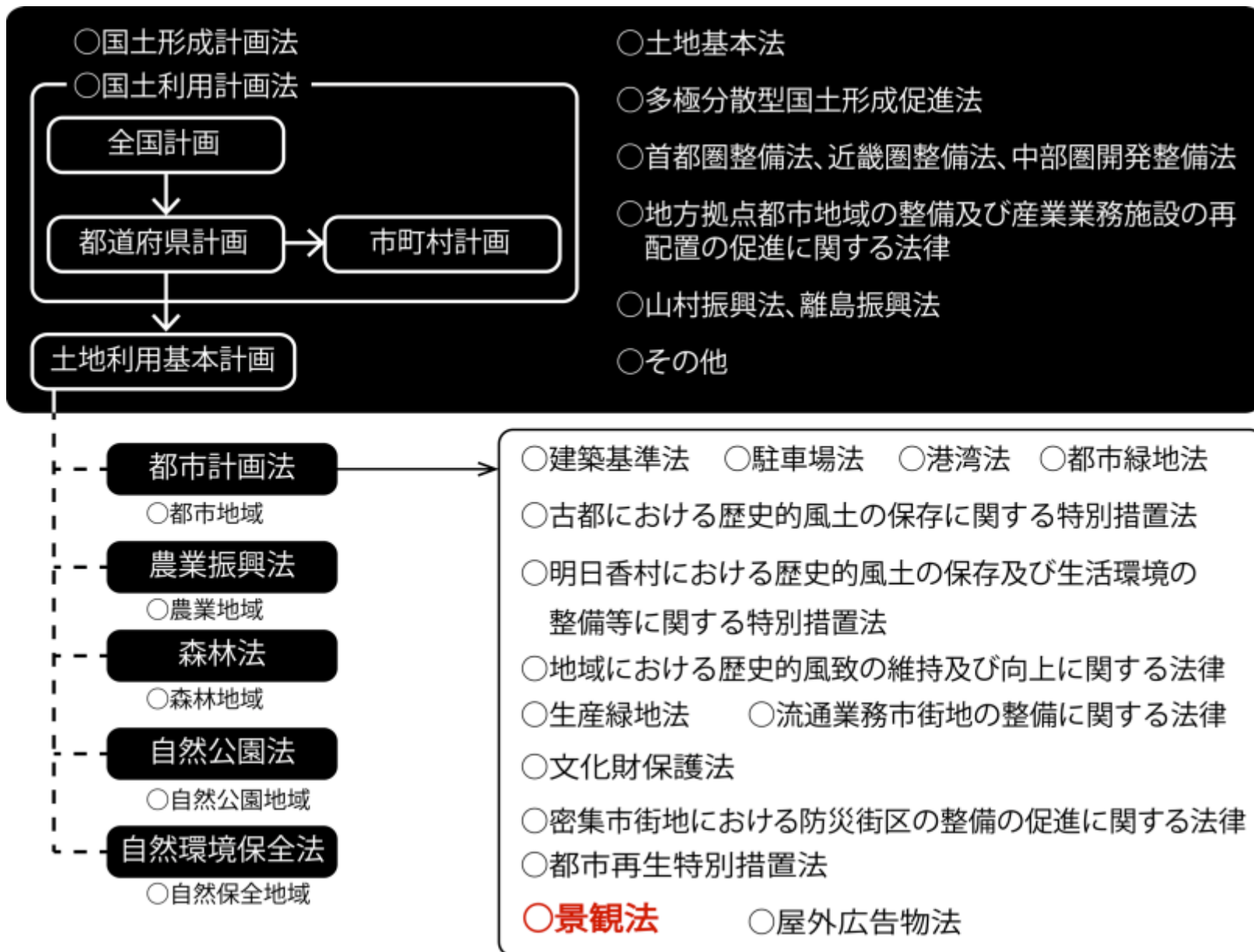
（景観審議会、景観協議会、
景観整備機構等）

②行政と景観まちづくり団体の連携。

ルールの内容⇔体制

●条例に基づく方針や指導のタイミングの有無

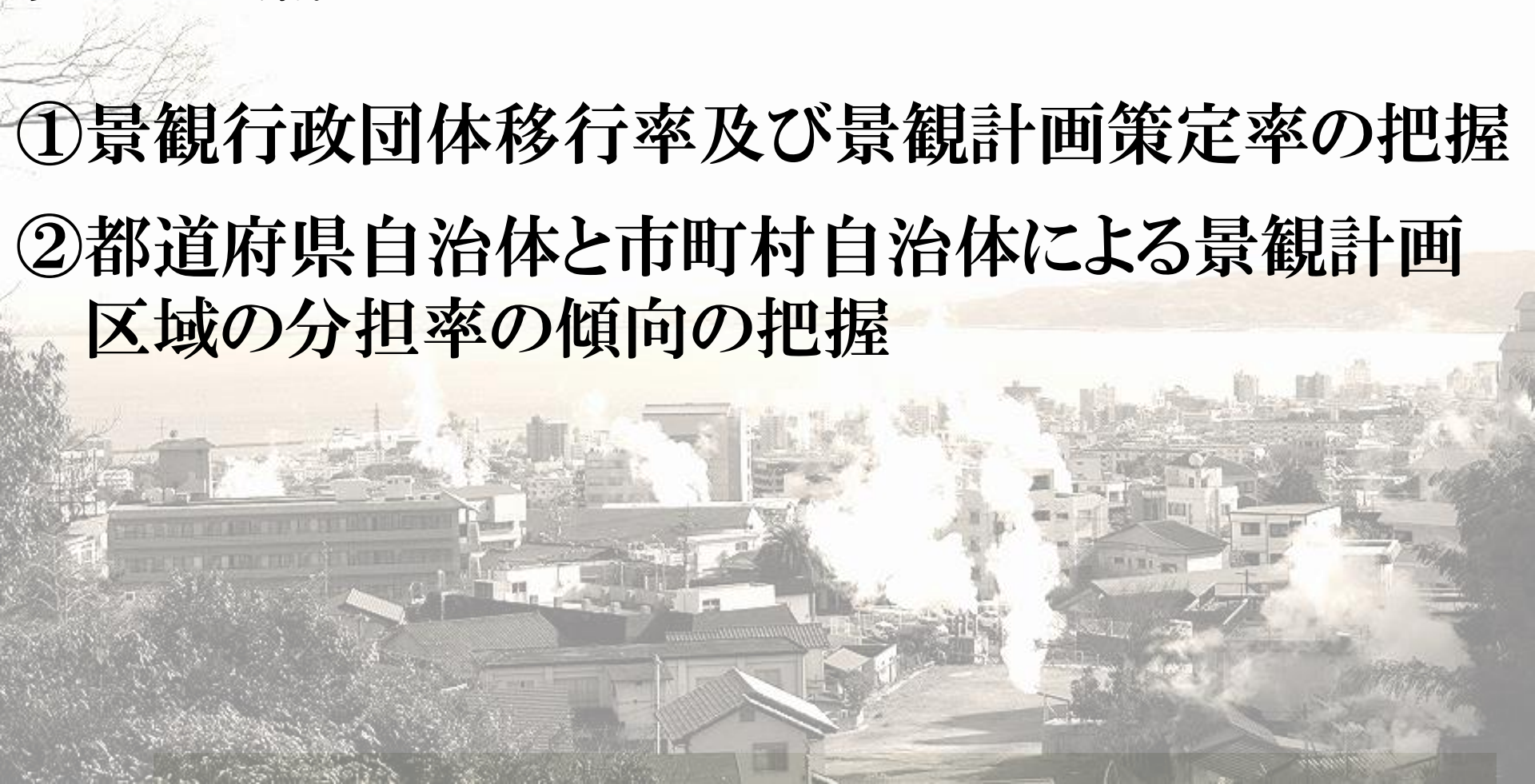
国土における既存制度の把握



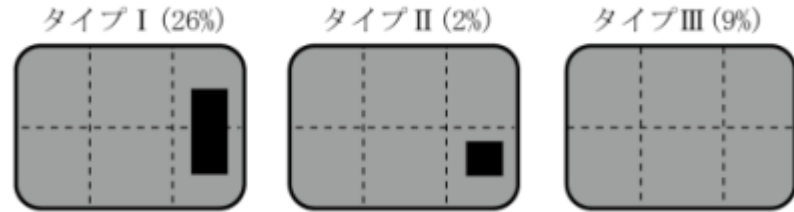
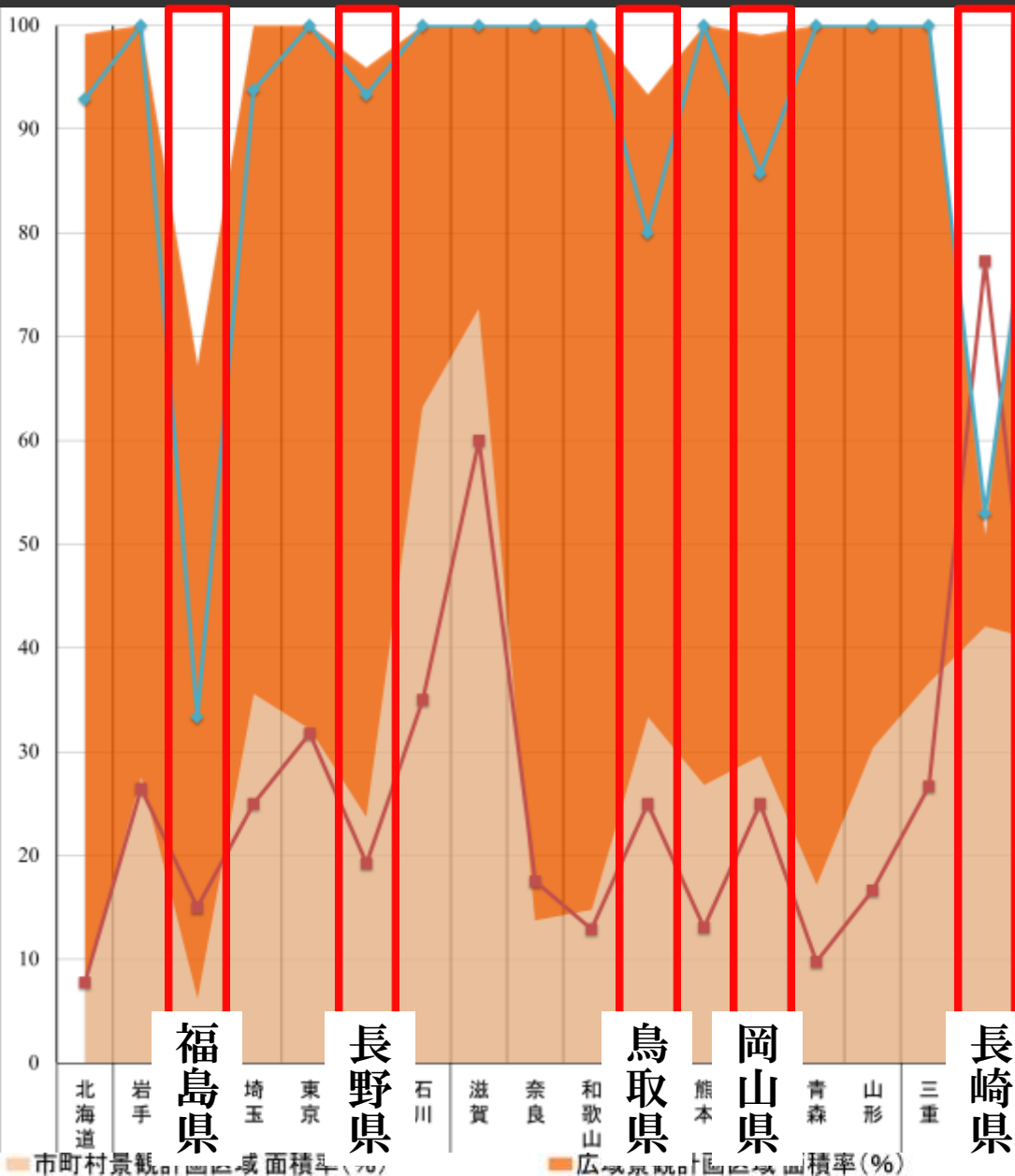
都市地域における景観計画による 景観保全の状況把握

景観計画による景観の保全状況を把握するために
以下の2点について整理した。

- ①景観行政団体移行率及び景観計画策定率の把握
- ②都道府県自治体と市町村自治体による景観計画
区域の分担率の傾向の把握



広域景観計画を全域に策定(タイプI~III)



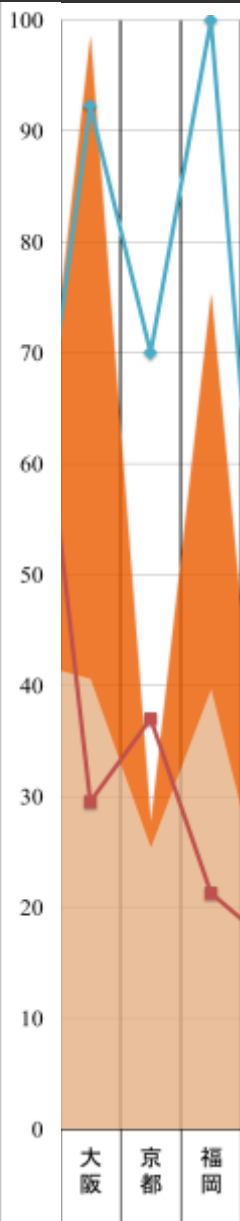
5県のみ景観計画による
保全率が100%未滿。



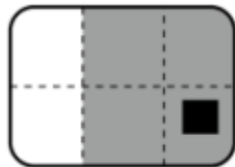
- ① 広域景観計画区域から **除かれた** 市町村が存在。
- ② 市町村景観計画を策定し **ていない** 景観行政団体が存在。
- ③ 計画区域を **部分** に設定している市町村自治体が存在。

広域景観計画を**部分**に策定(タイプⅣ)

複数の広域景観計画を**部分**に策定 (タイプⅤ)



★タイプⅣ：大阪府



景観計画による保全率：**98.6%**

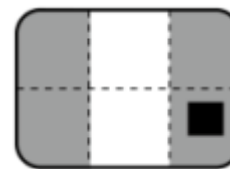
(市町村：40.6%，広域：58.0%)

→景観計画を策定していない景観行政団体や、
景観計画区域を部分に設定している市町村が存在。

★タイプⅤ：京都府，福岡県

京都府：景観計画による保全率：**27.7%**

(市町村：25.4%，広域：2.29%)

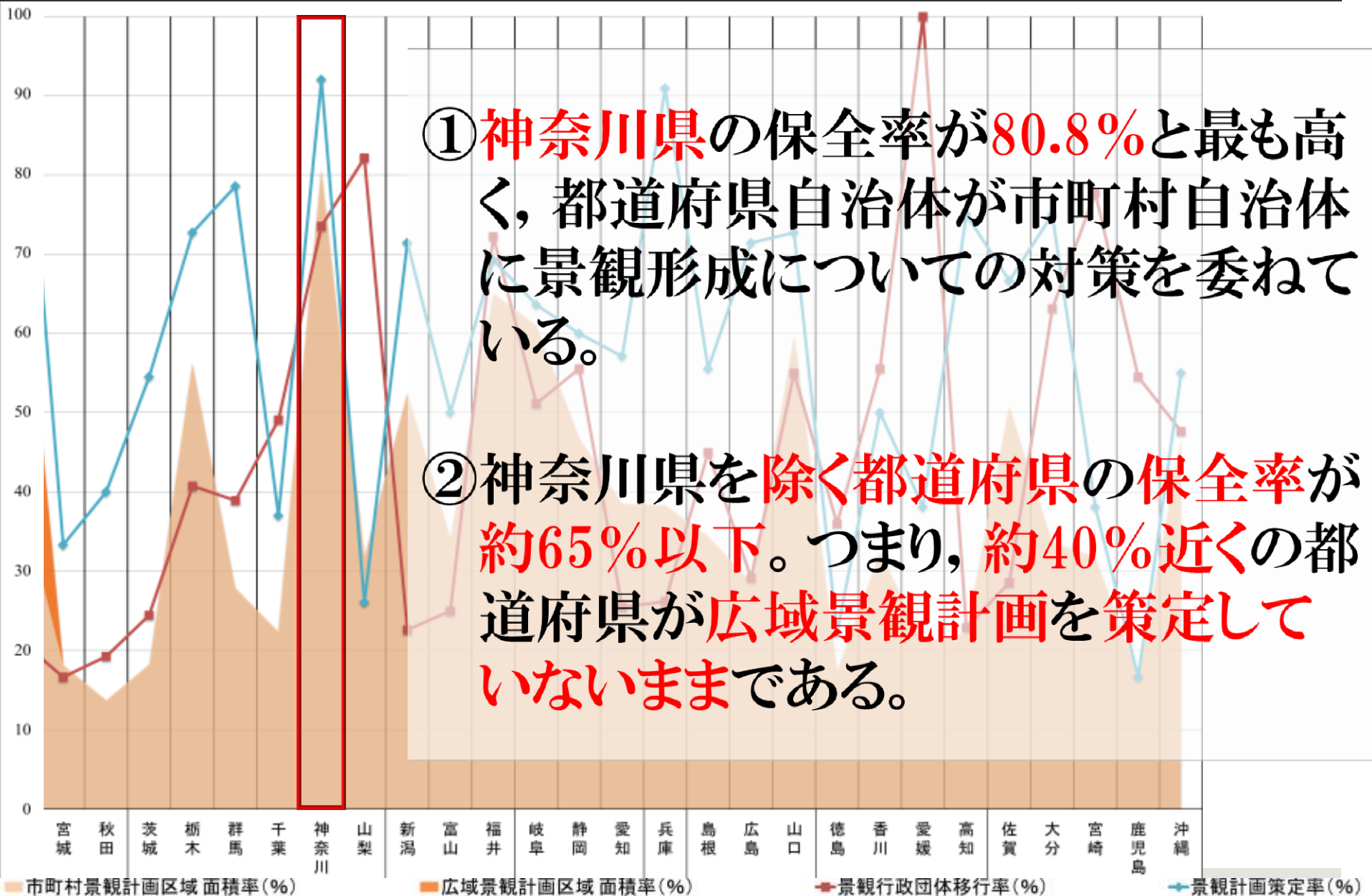


福岡県：景観計画による保全率：**53.6%**

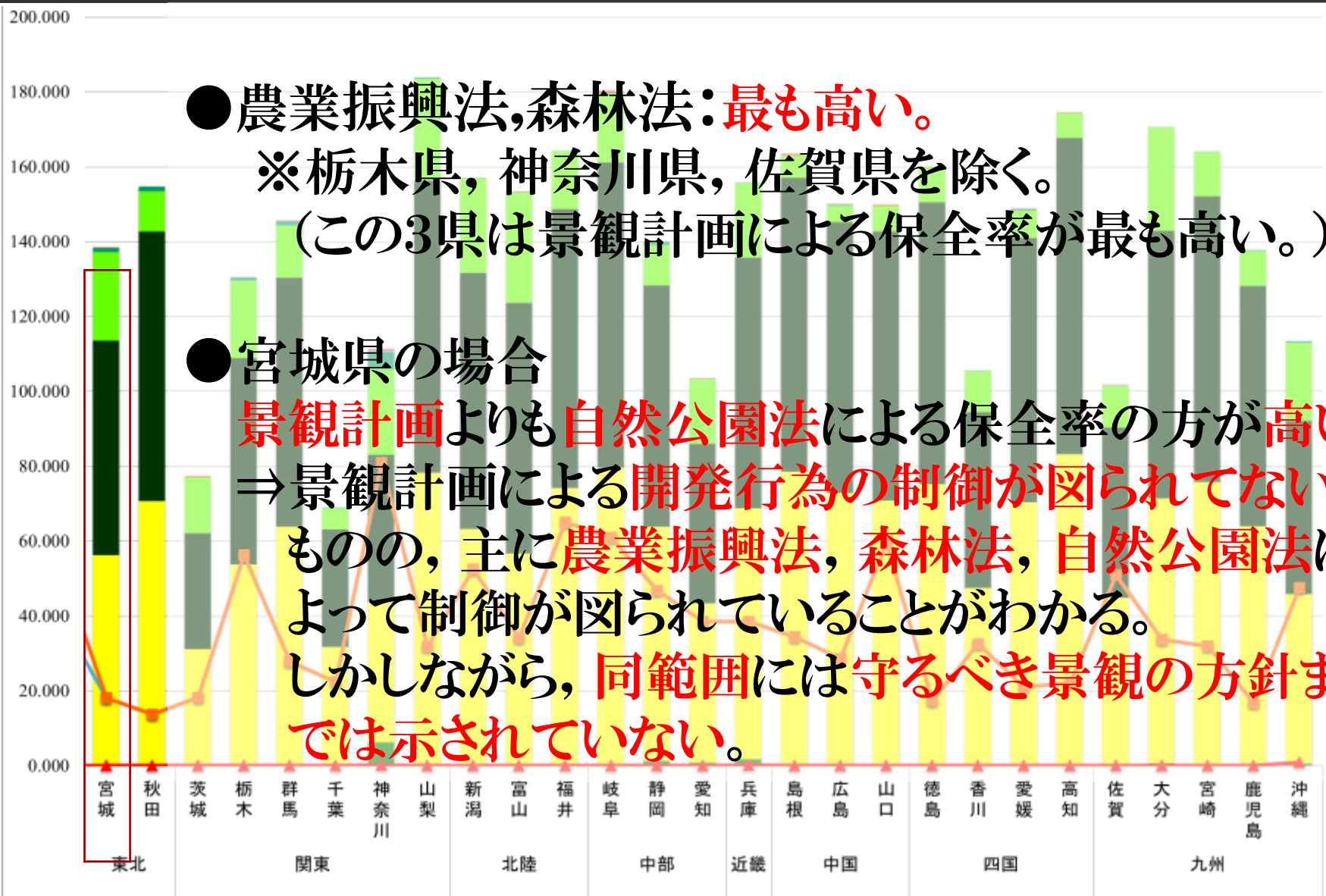
(市町村：39.7%，広域：13.9%)

→広域景観計画を**部分**に策定しており，景観行政団体
移行率が低いため，景観計画による保全率は低い。

広域景観計画未策定地域 タイプⅥ



タイプVIにおける各法令の活用状況の把握



● **農業振興法, 森林法: 最も高い。**
 ※ **栃木県, 神奈川県, 佐賀県を除く。**
 (この3県は景観計画による保全率が最も高い。)

● **宮城県の場合**
景観計画よりも自然公園法による保全率の方が高い。
 ⇒ **景観計画による開発行為の制御が図られてない**
ものの, 主に農業振興法, 森林法, 自然公園法に
よって制御が図られていることがわかる。
しかしながら, 同範囲には守るべき景観の方針ま
では示されていない。

■ 風致地区 ■ 農業地域 ■ 森林地域 ■ 自然公園地域 ■ 自然環境保全地域 ▲ 景観法 景観地区・準景観地区 面積率
 ◆ 景観法 広域景観計画 面積率 ● 景観法 市町村景観計画 面積率

-3つの着眼点-

ゾーンの捉え方⇔ルールの内容

●景観維持の方法

→規制の種類によって異なる

①抑制（開発規制）

②コントロール

(例) 自然公園法
文化財保護法
(都市計画法)
空家条例等

I. ゾーンの捉え方

- ①景観に関連する法令の整理。
- ②「規制やルール」の適用区域の把握。

ゾーンの捉え方⇔体制

●行政と景観まちづくり団体が連携して区域設定を検討
→適切な団体が機構に指定されているのか活動目的の確認。

●都道府県と市町村の連携

II. ルールの内容

対象：広域景観計画未策定地域

①景観に関する条例やガイドラインの有無の把握。

②ある場合
規制やコントロールについて謳われている内容を把握し、傾向の整理。

III. 体制

①景観まちづくり団体の有無を把握。

(景観審議会、景観協議会、景観整備機構等)

②行政と景観まちづくり団体の連携。

ルールの内容⇔体制

●条例に基づく方針や指導のタイミングの有無

広域景観計画未策定地域における 景観維持の方針の把握

都道府県	景観に関する 取組み	景観に関する条例やガイドライン等名	内容																				
			理念	責務	景観形 成方針	指針 目標	地域	計画	基準	役割	連携・ 支援	普及啓 発	行為の 届出	大規模 行為の 届出	特定 行為の 届出	助言	指導	勧告	罰則	審議会	住民 協定	地域 協定	
岐阜	景観条例	岐阜県景観基本条例	○	○	○	○						○									○		
山口		山口県景観条例	○	○	○	○									○								
宮城		宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	○	○	○	○															○		
千葉		千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	○	○	○	○					○										○		○
神奈川		神奈川県景観条例	○	○	○	○						○											
富山		富山県景観条例	○	○	○	○						○			○						○		○
鹿児島		鹿児島県景観条例	○	○	○	○						○											
愛知		美しい愛知づくり条例	○	○	○	○						○											
茨城		茨城県景観形成条例	○	○	○	○										○							○
栃木		栃木県景観条例	○	○	○	○									○						○		○
群馬		群馬県景観条例	○	○	○	○									○						○		○
山梨		山梨県景観条例	○	○	○	○									○						○		○
広島		ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例													○						○		○
沖縄		沖縄県景観形成条例	○	○	○	○									○						○		○
島根		ふるさと島根の景観づくり条例	○	○	○	○									○						○		○
佐賀		佐賀県美しい景観づくり条例	○	○	○	○															○		
兵庫		兵庫県景観の形成等に関する条例	○	○	○	○									○						○		○
秋田		秋田県の景観を守る条例			○	○									○						○		○
大分		大分県沿道の景観保全等に関する条例													○						○		
静岡		ガイドライン ・ 手引き	新静岡県景観形成ガイドプラン	○			○	○				○											
愛媛	えひめ景観計画策定ガイドライン																						
高知	高知県景観ガイドライン		○		○	○																	
新潟	景観計画策定の手引き	○				○																	
徳島	指針 ・ 方針	徳島県景観形成指針			○	○					○	○											
香川		香川県景観形成指針				○					○		○										
宮崎	宮崎県景観形成基本方針			○							○												
福井	基本計画	福井県景観づくり基本計画			○	○					○												

景観条例
指定区域全域：17件
指定区域部分：2件

指定地域が部分

★条例の指定区域が部分(秋田県, 大分県)

○両県における共通の内容

「景観形成基準, 届出対象行為, 景観審議会」

広域景観計画未策定地域における 景観維持の方針の把握

都道府県	景観に関する取組み	景観に関する条例やガイドライン等名	内容																				
			理念	責務	景観形成方針	指針目標	地域	計画	基準	役割	連携・支援	普及啓発	行為の届出	大規模行為の届出	特定行為の届出	助言	指導	勧告	罰則	審議会	住民協定	地域協定	
岐阜	景観条例	岐阜県景観基本条例	○	○	○	○						○					○	○			○		
山口		山口県景観条例	○	○	○	○																	
宮城		宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	○	○	○	○															○		
千葉		千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	○	○	○	○					○										○		○
神奈川		神奈川県景観条例	○	○	○	○																	
富山		富山県景観条例	○	○	○	○							○	○		○	○				○	○	
鹿児島		鹿児島県景観条例	○	○	○	○																	
愛知		美しい愛知づくり条例	○	○	○	○																	
茨城		茨城県景観形成条例															○	○					○
栃木		栃木県景観条例												○	○			○	○			○	○
群馬		群馬県景観条例												○	○			○	○			○	○
山梨		山梨県景観条例												○	○			○	○			○	○
広島		ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例												○	○			○	○			○	○
沖縄		沖縄県景観形成条例												○	○			○	○			○	○
島根		ふるさと島根の景観づくり条例												○	○			○	○			○	○
佐賀		佐賀県美しい景観づくり条例																				○	
兵庫		兵庫県景観の形成等に関する条例												○	○			○	○			○	○
秋田	秋田県の景観を守る条例																				○	○	
大分	大分県沿道の景観保全等に関する条例												○	○							○		
静岡	ガイドライン ・ 手引き	新静岡県景観形成ガイドプラン	○			○	○				○												
愛媛		えひめ景観計画策定ガイドライン																					
高知	高知県景観ガイドライン ・ 景観計画策定の手引き	高知県景観ガイドライン	○			○	○																
新潟		景観計画策定の手引き	○			○	○	○															
徳島	指針 ・ 方針	徳島県景観形成指針				○	○				○	○											
香川		香川県景観形成指針				○	○				○		○										
宮崎	宮崎県景観形成基本方針 ・ 基本計画	宮崎県景観形成基本方針				○	○				○												
福井		福井県景観づくり基本計画				○	○				○												

景観条例
指定区域全域：17件
指定区域部分：2件

指定地域が部分

★指定区域が全域

○「届出対象行為，指導」10件/17件

(茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，富山県，岐阜県，兵庫県，島根県，広島県，沖縄県)

●広域景観計画を策定する手順 (千葉県，兵庫県)

広域景観計画未策定地域における 景観維持の方針の把握

都道府県	景観に関する 取組み	景観に関する条例やガイドライン等名	内容																				
			理念	責務	景観形成方針	指針目標	地域	計画	基準	役割	連携・支援	普及啓発	行為の届出	大規模行為の届出	特定行為の届出	助言	指導	勧告	罰則	審議会	住民協定	地域協定	
山口	○ガイドライン・手引き 「理念, 指針・目標」	岐阜県景観基本条例			○	○																	
山口		山口県景観条例			○	○									○								
千葉		千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例			○	○																	
神奈川		神奈川県景観条例			○	○																	
富山		富山県景観条例			○	○									○								
鹿児島		鹿児島県景観条例			○	○																	
愛知		美しい愛知づくり条例			○	○																	
茨城		茨城県景観形成条例			○	○																	
栃木		栃木県景観条例			○	○																	
群馬		群馬県景観条例			○	○																	
山梨	山梨県景観条例			○	○																		
新潟	新潟県景観条例			○	○																		
徳島	徳島県景観形成指針			○	○																		
香川	香川県景観形成指針			○	○																		
宮崎	宮崎県景観形成基本方針			○	○																		
福井	基本計画	福井県景観づくり基本計画			○	○																	

○指針・方針, 基本計画
「景観形成方針や指針」などの記述にとどまっている。

ガイドライン・手引き (4件)
指針・方針 (3件)

基本計画 (1件)

指定地域が部分

広域景観計画未策定地域における 景観維持方針の把握

地方	都道府県	取組み	内容	その他の活動
北陸	新潟	景観計画策定の手引き	景観計画を策定するための手引きについてのみ記述	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会(他県の景観に関する取組み等を参照し課題の導出) モデル地区の指定 ニュースレターの作成 フォーラムの開催
		新潟県屋外広告物条例		
中部	福井	福井県景観づくり基本計画	将来像、基本目標、方針、計画、資源と特性、役割分担	—
		福井県屋外広告物条例		
中部	静岡	新静岡県景観形成ガイドプラン	理念、目標、指針、地域の設定	—
		静岡県屋外広告物条例		
四国	徳島	徳島県景観形成指針	県の方針、市町村のための景観計画策定ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 景観アドバイザー&サポーター制度 遍路道のゴミ地図作製
		徳島県屋外広告物条例		
	香川	香川県景観形成指針	特性、課題、目標、取組み、進め方	<ul style="list-style-type: none"> 香川県NPO提案型協働事業(H19)
		香川県屋外広告物条例		
高知	愛媛	えひめ景観計画策定ガイドライン	景観計画を策定するためのガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県景観形成推進会議 景観形成アドバイザー制度
		愛媛県屋外広告物条例		
九州	宮崎	高知県景観ガイドライン	景観形成の理念・目標像、基本スタンス、タイプ別(山間地、海岸、田園、市街地)景観形成方針	—
		開発許可制度の手引き		
九州	宮崎	宮崎県景観形成基本方針	特性、将来像、基本方針、役割	<ul style="list-style-type: none"> 景観まちづくり教育 活動団体サポート制度 宮崎県公共事業景観形成指針(宮崎県景観形成基本方針) シンポジウム
		宮崎県屋外広告物条例		

○共通する取組みや活動
屋外広告物条例の策定
景観アドバイザー制度、シンポジウム等

-3つの着眼点-

ゾーンの捉え方⇔ルールの内容

●景観維持の方法

→規制の種類によって異なる

①抑制（開発規制）

②コントロール

(例) 自然公園法
文化財保護法
(都市計画法)
空家条例等

I. ゾーンの捉え方

- ①景観に関連する法令の整理。
- ②「規制やルール」の適用区域の把握。

ゾーンの捉え方⇔体制

●行政と景観まちづくり団体が連携して区域設定を検討
→適切な団体が機構に指定されているのか活動目的の確認。

●都道府県と市町村の連携

II. ルールの内容

対象：広域景観計画未策定地域

①景観に関する条例やガイドラインの有無の把握。

②ある場合
規制やコントロールについて謳われている内容を把握し、傾向の整理。

III. 体制

①景観まちづくり団体の有無を把握。

(景観審議会、景観協議会、景観整備機構等)

②行政と景観まちづくり団体の連携。

ルールの内容⇔体制

●条例に基づく方針や指導のタイミングの有無

★景観まちづくり団体について

2007年度の既往研究にて抽出された**653団体**を対象に以下の項目の調査を行った。

- ①景観まちづくり団体の存続の有無
- ②組織形態
- ③活動目的

⇒公益法人制度の改正などに伴い、**25団体**の組織形態が変化していた。さらに、存続の有無を把握できない団体も**約4割**存在した。

★景観整備機構について(93法人が指定)

以下の4タイプが存在。

- ①**第3セクター型**(名古屋市都市整備公社など)
- ②**業界団体型**(建築士協会など)
- ③**行政・市民協働型**(京都市まちづくりセンターなど)
- ④**市民団体型**(NPO市民文化財ネットワーク鳥取など)

⇒景観整備機構に指定されている団体の**約8割**が**建築士会**であった。既往研究で抽出した団体は市民団体型であるため、景観整備機構に移行した団体は確認することができなかった。

総括

全国を対象に「**I.ゾーンの捉え方**」,「**II.ルールの内容**」,「**III.体制**」の3つの着眼点に基づき情報収集を行った。

- 各法令に基づく計画区域の面積率を算出することで、**国土に対する各計画の分担率**を把握することができた。
- 既往研究の類型を「**景観行政団体移行率及び景観計画策定率**」に基づき細分化した。
- 広域景観計画未策定地域**における景観維持・保全の取組みは**強制力がないものが多い**ことが明らかになった。
- 景観整備機構には**4タイプ**存在することや、景観まちづくり団体の有無及び組織形態について把握することができた。

今後の課題

景観まちづくり団体及び景観整備機構の運用実態や、広域景観計画未策定地域が抱える課題をヒアリング調査により進める必要がある。

ご清聴ありがとうございました。